

令和2年松前町告示第63号

松前町新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付要綱を次のように公表する。

令和2年5月28日

松前町長 岡本 靖

松前町新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により売上げが減少し事業の継続が困難となっている中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって経営基盤がぜい弱なものに対し、町が予算の範囲内において、松前町新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、中小企業者の事業継続を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、令和2年1月29日以降に新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少に対する資金繰り支援のための制度資金（国又は地方公共団体が、財政から資金の融通又は民間金融機関の融資に対して利子の補給を行うことにより、有利な条件で融資を行う制度をいう。以下「コロナ関連融資」という。）を受けた者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる中小企業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に主たる営業所（事業を営む全ての営業所を総合的にまとめる営業所をいう。以下同じ。）を置いていること。
イ 個人	町内に主たる営業所を置いていること、又は町内に住所を有していること。

(2) 法人にあつては、松前町税条例（昭和43年松前町条例第38号）第31条第2項の表中法人の区分の欄の第1号に該当すること。

(3) 令和2年1月から同年12月までの期間における任意の1月（以下「対象月」という。）の売上高と次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める売上高とを比較したときの減少率（以下「売上減少率」という。）が15パーセント以上であること。

ア 業歴（個人にあつては創業の日から申請日までの期間、法人にあつては設立の日から申請日までの期間をいう。以下同じ。）が1年1月以上の者（イに該当する者を除く。）	対象月の前年又は前々年の同月の売上高
イ 業歴が1年1月以上の者であつて、対象月の前年同月以降に業容の変更又は拡大により対象月とアの右欄に定める売上高の比較が適当でないと町長が認めるもの	対象月以前直近3月間の平均売上高、令和元年12月の売上高又は令和元年10月から12月までの平均売上高
ウ 業歴が1年1月未満の者	

(4) 国が支給する持続化給付金の支給を受けていない者及び受ける意思がない者であること。

(5) 町内に住所を有する個人であつて町外に主たる営業所を置くものにあつては、他の市区町村から新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少を支援するための助成金（これに類するものを含む。）の支給を受けていない者及び受ける意思がない者であること。

(6) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(助成金)

第3条 助成金の額は、別表に掲げる売上減少率の欄の区分に応じ、同表の助成金の額の欄に定める額とする。

2 助成金の交付は、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和3年3月1日までに町長に提出しなければならない。

- (1) コロナ関連融資に係る借入申込みを行ったことを証する書類
- (2) 売上減少率を証する書類
- (3) コロナ関連融資に係る借用証書の写し
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
- (5) 法人にあっては、直近の納税申告書の控えの写し
- (6) 個人にあっては、直近の確定申告書の控えの写し
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは助成金の交付を決定し新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定をした助成対象者(以下「被助成者」という。)に対し、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、被助成者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、被助成者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付決定後、国の持続化給付金の支給を受けることとなったとき。
- (2) 町内に住所を有する個人であって町外に主たる営業所を置くものにあつては、他の市区町村から新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少を支援するための助成金(これに類するものを含む。)の支給を受けることとなったとき。
- (3) この要綱及び関係法令の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (4) 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき。
- (5) その他町長が助成金の決定の取消しの必要を認めるとき。

(検査等)

第8条 町長は、助成金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の保管)

第9条 被助成者は、助成金に係る関係書類を整理し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

売上減少率	助成金の額	
	個人	法人
15パーセント以上 20パーセント未満	10万円	20万円
20パーセント以上 30パーセント未満	15万円	30万円
30パーセント以上 40パーセント未満	20万円	40万円
40パーセント以上	25万円	50万円

様式第1号（第4条関係）

新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、コロナ関連融資を受けたので、松前町新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請し、請求します。

また、申請に当たり、所管課において、税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）を照会することに同意します。

- | | | | |
|---|----------|---------|---|
| 1 | 交付申請、請求額 | 金 | 円 |
| 2 | 個人・法人の区分 | 個人 ・ 法人 | |
| 3 | 売上減少率 | 売上減少率 | % |
| 4 | 振込先 | | |

金融機関名	銀行・農協・信用金庫	本店・支店・支所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

（添付書類）

- (1) コロナ関連融資に係る借入申込みを行ったことを証する書類
- (2) 売上減少率を証する書類
- (3) コロナ関連融資に係る借用証書の写し
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
- (5) 法人にあつては、直近の納税申告書の控えの写し
- (6) 個人にあつては、直近の確定申告書の控えの写し
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

※この申請書は、町において交付決定をした後は、助成金の請求書として取り扱います。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金交付決定通知書

様

松前町長 印

年 月 日付けで申請のあった松前町新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金の交付について、次のとおり決定したので、松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援対策助成金交付要綱第5条の規定により助成金を交付する。

交付決定額 金 円